コメントの概要及びコメントに対する考え方(行政処分関連)

番号	業態	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出者
1	主要行保険	【主要行】 Ⅱ-5-1-1(1) 【中小・地域】 Ⅲ-6-1-1(1) 【保険】 Ⅲ-4(1)	(1)法第24条に基づく報告命令」については、銀行法の規定は報告を求めることができるとなっており、命令ではないことから、「報告命令」を「報告徴求」に修正すべきではないか。 (7) 標準処理期間の本文中では、法第24条に基づく報告徴求となっています。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。	個人
2	主要行 中小 信 保 除	【主要行】 II-5-1-1(6)①イ 【中小・地域】 II-6-1-1(6)①イ 【信託】 3-6-1(1)① 【保険】 III-4(6)①ア	「顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供」とあるが、どのような商品を想定しているのか具体的に例示していただきたい。	ここで言う「顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく 不適切な商品」とは、会計上、顧客の損失計上の先送りや自己資本 比率等の嵩上げなどの不適切な目的のために組成された仕組商品等 を指しています。	第二地方銀行協会